

交通安全だより

No.
131

新発田市・聖籠町・新発田地区交通安全連絡協議会・(一財)新発田地区交通安全協会

新潟県交通安全スローガン

未来へとどけ! 願いのかけはし 交通安全



新発田地区交通安全協会

活動重点

【事故ゼロ】

スローガン

マナーアップ しばた

活動の
重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者の安全確保
- 3 自転車の安全対策の推進
- 4 シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶



自転車の「交通反則通告制度」(令和8年4月1日から)

自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が導入され、規定の違反行為(反則行為)に対し、交通反則切符(青切符)による取締りが行われ、対象者は16歳以上の人が対象です。

○交通反則通告制度(反則金制度)

交通反則通告制度(反則金制度)とは、比較的軽微な交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。法改正により、自転車をはじめとする軽車両の違反にも適用されることとなりました。

○対象となる反則行為

青切符の対象となる違反行為は「信号無視や通行区分違反(右側通行など)、指定場所一時不停止など、対象の違反としては113項目です。基本的には現場で指導警告が行われ、実際には、以下のような悪質・危険な行為が取締り対象となり、青切符が交付されます。

- 1 重大な事故につながるおそれが高い違反をしたとき。
- 2 違反により歩行者を立ち止まらせたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき。
- 3 違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まったとき。
- 4 違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき。

○「自転車安全利用五則」

- 1 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車の安全利用をお願いいたします。



「時速30ですよ!」(令和8年9月1日施行)

○令和8年9月1日から改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

○生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯等がない比較的狭い道路のことです。

○道路標識又は道路標示により、最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

※ドライバーのみなさまへ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー・同乗者・歩行者・自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心がけてください。



交通事故の抑止に向けて



新発田警察署長
越澤 正敏

新発田地区交通安全協会の皆様におかれましては、平素から警察行政の各般に渡りご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

県内の交通事故の発生状況を振り返りますと、交通事故発生件数と負傷者数は、平成十八年以降二十年連続で減少しています。当署管内の発生件数も、昨年は一昨年と比べて約3割減少と大幅に減少しており、この結果は新発田地区交通安全協会の皆様を始めとする関係機関・団体の長年に渡る地道な活動が実を結んだものと考えております。

しかしながら、死者数を振り返りますと、県内では昨年は増減なしの五十五人と高止まりの状態が続いており、管内でも四人の方がお亡くなりになるなど、当署を取り巻く交通情勢は決して予断を許す

ことができない情勢にあると言えます。

交通事故を分析しますと、死者に占める六十五歳以上の高齢者の割合が高いという特徴があります。昨年、管内で交通事故によりお亡くなりになった方も、いずれも六十五歳以上の高齢者でした。高齢者人口は今後更に増加していくという試算があることから、高齢者の交通事故防止対策は新潟県警察の喫緊の課題となっています。

また、四月から自転車の反則通告制度、いわゆる青切符の制度が開始されました。関係機関・団体の広報活動に加え、報道でも制度が取り上げられたことにより、社会に自転車の走行ルールが大きく注目され、自転車利用者のマナーアップが着実に進んだものと肌で感じているところで

す。しかしながら、未だ自転車利用者が被害者となる重大事故が発生しており、安全な交通環境の実現に向けては道半ばと考えております。

課題を解決し、悲惨な交通事故を減少させていくために、警察としても各種対策を推進しているところですが、交通安全の意識を普及させるためには警察の力だけでは困難な一面があり、地域や家庭からその機運を高めていくことが必要不可欠であると考えています。そのため、今後も新発田地区交通安全協会を始めとした関係機関・団体の皆様と力を合わせながら各種取組を推進して参りたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきま

すようお願い申し上げます。

新発田地区交通安全協会

令和8年6月末現在～新潟県・新発田警察署管内交通事故発生状況

(一財)新発田地区交通安全協会

1 新潟県内の事故発生状況

交通事故発生状況

全事故								
発生件数			死者数			負傷者数		
本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)
1,159	1,153	+0.5	22	24	-8.3	1,301	1,318	-1.3

2 新発田警察署管内の事故発生状況

交通事故発生状況(地域別)

全事故								
区分	発生件数		死者数		負傷者数			
地区別	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年
新発田市	47	32	0	0	50	34		
聖籠町	7	6	0	1	9	7		
胎内市	7	6	0	0	8	7		
合計	61	44	0	1	67	48		

3 交通事故発生状況詳細

年別	発生件数			死者数			負傷者数		
区分	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)	本年	前年	増減率(%)
(1)事故当事者別									
高齢者事故	24	24	0.0	0	1	-100.0	8	12	-33.3
子ども事故	4	3	+33.3	0	0	—	4	3	+33.3
歩行者事故	11	9	+22.2	0	0	—	11	9	+22.2
(2)発生場所別									
交差点内	26	22	+18.2	0	1	-100.0	29	24	+20.8
交差点付近	11	6	+83.3	0	0	—	13	7	+85.7
歩行者横断	4	4	0.0	0	0	—	4	4	0.0
(3)第1当事者の原因別									
信号無視	3	2	+50.0	0	0	—	3	3	0.0
歩行者妨害	3	3	0.0	0	0	—	3	3	0.0
一時不停止	9	8	+12.5	0	1	-100.0	12	9	+33.3
前方不注意	20	8	+150.0	0	0	—	21	8	+162.5
飲酒	1	1	0.0	0	0	—	1	1	0.0
(4)事故累計別									
人対車両	11	9	+22.2	0	0	—	11	9	+22.2
自転車対車両	6	2	+200.0	0	0	—	6	2	+200.0
※車両相互	44	32	+37.5	0	1	-100.0	50	36	+38.9
(※内数～追突)	19	12	+58.3	0	0	—	20	14	+42.9
(※内数～出会い頭)	15	11	+36.4	0	1	-100.0	18	13	+38.5



「春の全国交通安全運動」開催時の活動

新発田市の活動



聖籠町の活動



交通安全協会の【会員】加入のお願い

新発田地区交通安全協会は、運転免許証更新時の運転免許会員様のご厚志による会費で活動しております。

免許更新の際、**5年更新の方は 2,000円** **3年更新の方は 1,500円**

をご協力いただき、皆様が「安全で安心」して通行することができる地域内交通を実現するため

- ・【歩行者保護活動】
- ・【高年齢者事故防止活動】
- ・【妨害運転の防止活動】
- ・【飲酒運転の根絶活動】
- ・【各種交通安全教室の開催】

等のために有効活用させていただいております。

今後とも、皆様のご理解あるご協力をお願い申し上げます。



交通安全講話の受付け【安全は、全てに優先します】

協会では、地域の交通事故防止を目的として「事業所様」・「地域の方々の皆様」を対象として交通安全講話の受付けを行っております。

○ 事業所様～職員の皆様・外国人技能研修生の皆様を対象としています。

○ 地域の皆様方～地域内の皆様方を対象としています。

交通事故防止のためにお申し込みをお待ちしております。



(一財) 新発田地区交通安全協会の各種活動

新発田地区交通安全協会では、皆様方のご協力とご支援をいただきながら、「交通事故のない安全で安心な地域交通づくり」を目指して活動を進めています。

掲載の写真は、安全活動の一部です。今後とも事故防止活動に一層のご協力をお願いいたします。

報告総会の開催



令和7年度、安全功労者に対する表彰式



会長による開会の挨拶



新入職員・安全運転管理者等合同研修会の開催



安全運転管理者会長による開会の挨拶



研修会の状況



蒸発現象の模擬体験

各事業所における交通安全講話



原付講習の状況



受講生たち



実技講習



原付バイクの取扱い説明

エフエムラジオを活用した交通安全広報



令和8年度

報告総会開催

6月4日 令和8年度（一財）新発田地区交通安全協会の報告総会を開催し、令和7年度の事業報告・同収支決算報告及び、令和8年度の事業計画・同収支予算計画の報告を行い、理事会・評議員会の承認をいただきました。

○「令和8年度の活動方針」

当地区の「事故ゼロ」を目指すために「高齢者の交通事故防止活動」を最重要とし、地域の安全意識の高揚と交通安全の向上を図ります。

○「活動重点」

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 歩行者の安全確保
- (3) 自転車の安全対策の推進
- (4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶

以上、5項目を活動重点として、交通安全の向上と交通事故防止・道路における安全と円滑の確保に寄与する活動を積極的に推進します。

○ 令和7年度の決算、及び令和8年度の予算は、別表のとおりです。

○ 令和7年度公益目的事業会計損益計算書（単位:円） ○

収 益		摘 要	費 用		摘 要
会 費	12,150,534	免許証更新者の増加で収入増	事 業 費	3,062,674	安管・支部・広報等活動
助 成 金	958,120	県安協・県安管協・行政の助成	管 理 費	8,667,008	車両維持・事務一般等
寄 付 金	5,650	交通遺児活動寄付金等	他 会 計 振 替 額	3,144,175	収益事業会計へ繰り出し
雑 収 益	94,399	各種事業取り扱い資料代一時金	そ の 他	0	固定資産の除却
前 期 繰 越 金	7,064,879		次 期 繰 越 金	5,399,725	
合 計	20,273,582		合 計	20,273,582	

○ 令和7年度収益事業等会計損益計算書（単位:円） ○

収 益		摘 要	費 用		摘 要
原 付 講 習	653,400	技能指導受託関係事業	仕 入	0	安全用品・問題集等
各 種 受 託 料	4,450,301	免許・車庫調査事務事業等	人 件 費	6,038,434	受託事業関係業務
安全用品等販売	0	受験問題集・安全資料等	そ の 他 事 業 費	945,194	講習会場・車両借り上げ等
雑収益その他	1,036	利子等	そ の 他	70,154	県・市民税
他 会 計 振 替 額	3,144,175	公益目的事業より繰入			
前 期 繰 越 金	-502,975		次 期 繰 越 金	692,155	
合 計	7,745,937		合 計	7,745,937	

○ 令和8年度公益目的事業会計収支予算書（単位:円） ○

収 益		摘 要	費 用		摘 要
会 費	12,110,000	正・特別会員会費等	事 業 費	2,582,160	安管・支部・広報活動等
助 成 金	890,000	県協会・公共団体の助成	管 理 費	7,096,500	車両維持・一般事務等
寄 付 金	3,000	交通遺児基金関係等	他 会 計 振 替 額	3,400,000	収益事業会計へ
雑 収 益	251,000	各種事業取り扱い資料代一時金			
前 期 繰 越 金	5,399,725		次 期 繰 越 金	5,575,065	
合 計	18,653,725		合 計	18,653,725	

○ 令和8年度収益事業等会計収支予算書（単位:円） ○

収 益		摘 要	費 用		摘 要
原 付 講 習	742,500	実技指導受託関係事業	仕 入	10,000	安全用品・問題集等
各 種 受 託 料	3,307,440	免許・車庫調査事務事業等	人 件 費	6,647,064	受託事業関係業務
安全用品等販売	6,000	受験問題集・安全資料等	そ の 他 事 業 費	704,800	講習会場・車両借り上げ等
雑 収 益	1,000	利子等	そ の 他	70,000	県・市民税
他 会 計 振 替 額	3,400,000	公益目的事業より繰入			
前 期 繰 越 金	692,155		次 期 繰 越 金	717,231	
合 計	8,149,095		合 計	8,149,095	

編集後記

「交通安全協会の活動内容とは？」と疑問をもたれる方もおられるのと思います。

当協会の活動目的は

交通安全の向上と交通事故の防止に努め、もって道路における交通安全と円滑に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

主な事業としては

・交通安全思想の普及啓発及び、交通事故防止、その他交通安全に関する広報活動
・交通安全のための教育訓練
・街頭における交通安全指導等があげられます。

当協会では「事故ゼロ」を活動重点に掲げて活動しておりますが、依然として交通事故死亡事故が発生している状況にあります。

車両の運転者、ひとり一人が「交通安全に対する意識」をもって車両の運転を心がけてもらえば、悲惨な交通事故をなくすることは可能です。

当協会は、数々の安全活動を展開し、交通安全に対する意識付けを図り「事故ゼロ」を目指し、今後も活動を続けてまいります。

皆様方のご協力をお願いいたします。

安全太郎